

第3章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

1 概要

清掃事業は、平成12年に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、東京都によると残余年数が50年程とされています。最終処分場の延命を図るために、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについては、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

区は、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、住んでよかったと思える循環型のまちづくりに向けた施策を進めています。

2 計画の体系

区は、平成8年に、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例（平成11年12月練馬区条例第55号）」および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成11年12月練馬区条例第56号）」を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

平成29年3月には、リサイクルの推進とごみの発生抑制を具体化させる計画として、リサイクル推進計画を包含した、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

(1) 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）

区は、本計画の基本理念を「みどりあふれる循環型都市をめざして」とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざし、様々な施策に取り組んでいます。

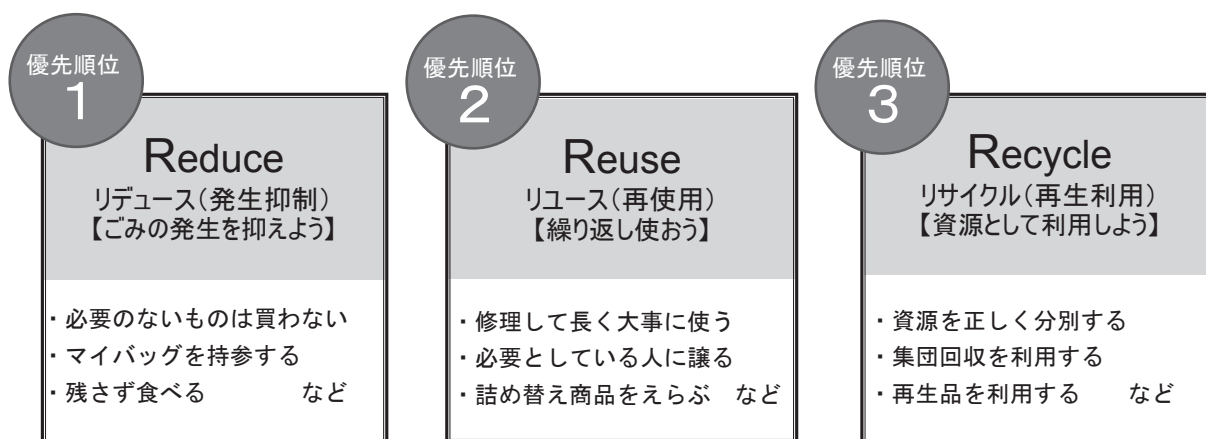
本計画は、基本理念に立ち、①ごみの発生抑制・再使用の促進②多様な資源循環の

推進③適正処理の推進④情報発信および参画・連携体制の充実といった、4つの基本方針をもとに施策を体系化し、20 の取組を設定しました。その中でも、①食品ロスの削減②不燃ごみの資源化③紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底④区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導⑤災害廃棄物処理計画の策定の5つを、重点取組項目に設定しました。

これらの取組を実施していくことにより、区民1人1日あたりのごみ収集量を平成27年度の500gから令和8年度には443g以下にすること、リサイクル率を24.8%から25.2%以上にすることを目指しています。

3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進めるという考え方により、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方に基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。



4 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」を設置しました。区民、事業者および学識経験者などの参加のもとに、さまざまな検討・協議を経て、平成11年12月に「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」の設置を規定し、推進会議は、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議します。平成31年4月に発足した第10期の推進会議（平成31年4月～令和3年3月）では、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況の評価」について審議を行っています。

5 統計から見たごみと資源

(1) ごみ量、資源量の推移

ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。その収集量は表1、グラフ1のとおりです。

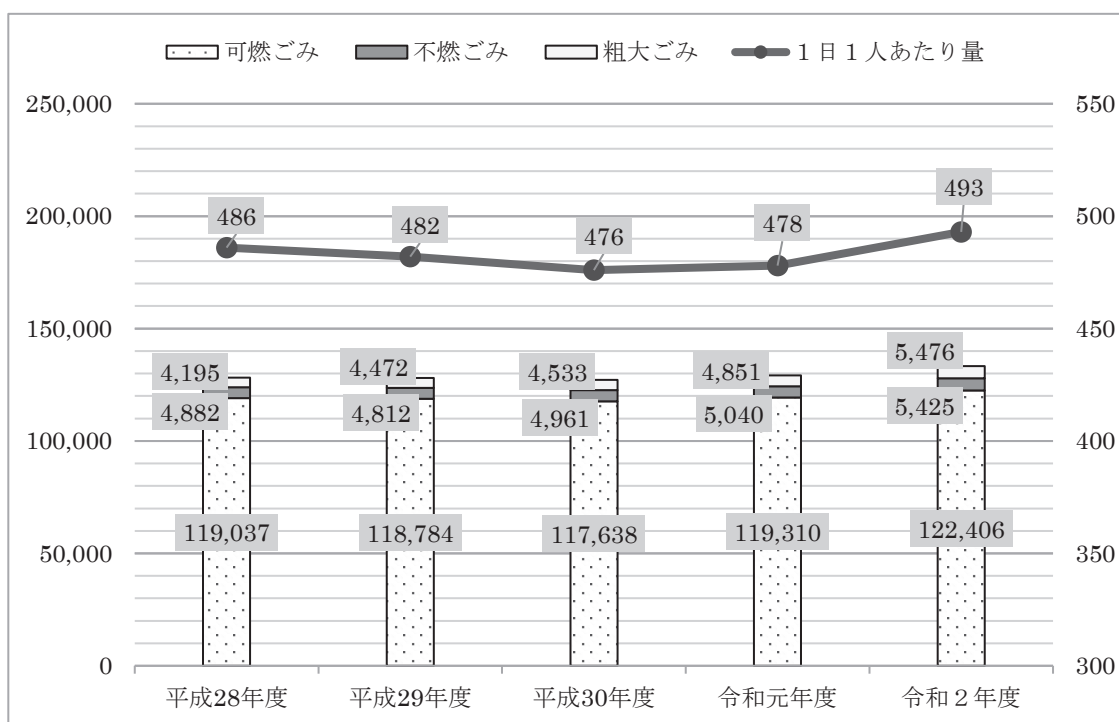
表1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口 (人)	723,145	727,865	731,995	738,432	740,891
可燃ごみ (t)	119,037	118,784	117,638	119,310	122,406
不燃ごみ (t)	4,882	4,812	4,961	5,040	5,425
粗大ごみ (t)	4,472	4,533	4,558	4,851	5,476
計 (t)	128,391	128,129	127,157	129,202	133,307
区民1人1日あたり量 (g)	486	482	476	478	493

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口。

グラフ1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移



イ 資源量

区が回収している資源品目は、古紙、古着・古布、びん・缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油、小型家電および蛍光管などです。その回収量の推移は、表2、グラフ2のとおりです。

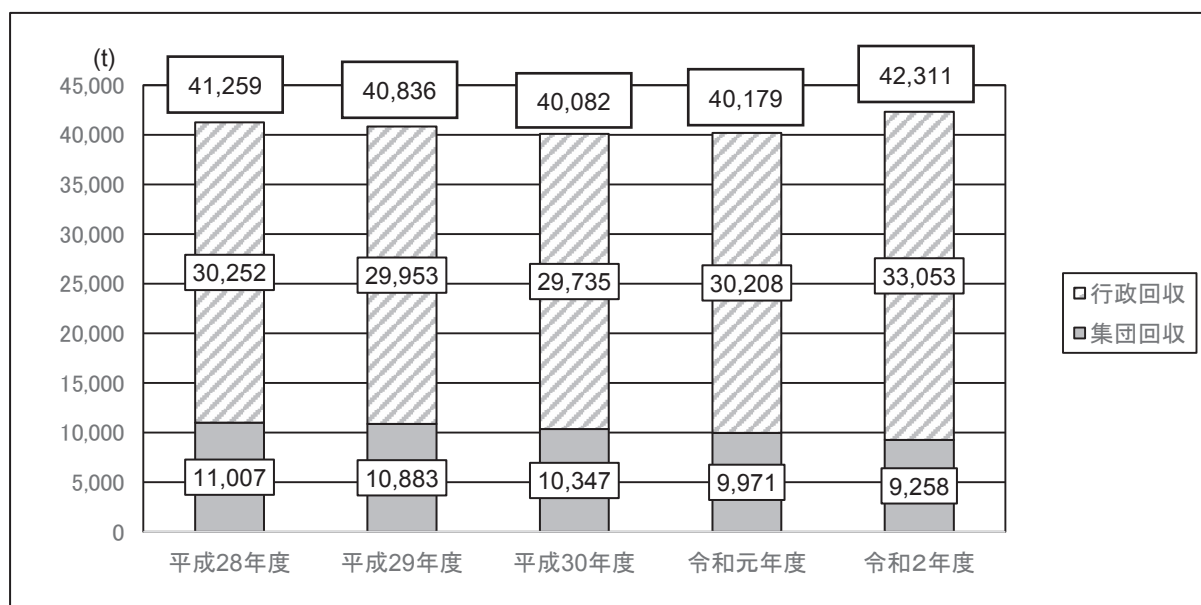
表2 資源回収量の推移

(単位:t)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資源回収量計		41,259	40,836	40,082	40,179	42,311
集団回収		11,007	10,883	10,347	9,971	9,258
行政回収		30,252	29,953	29,735	30,208	33,053
内 訳	古紙	14,429	14,138	13,922	14,168	15,566
	古着・古布	460	472	477	509	507
	びん(リターナブル)	462	452	431	405	430
	びん(ワウエイ)	4,856	4,783	4,623	4,561	5,051
	缶(スチール)	1,187	1,022	978	1,023	1,135
	缶(アルミ)	681	824	864	870	965
	ペットボトル	2,136	2,172	2,299	2,354	2,580
	乾電池	95	92	88	90	92
	容器包装プラスチック	5,069	5,056	5,089	5,192	5,625
	廃食用油	18	18	18	18	18
	金属類	756	797	821	886	940
	小型家電	3	4	4	4	6
	布団	98	122	121	127	108
	蛍光管	1	1	1	1	29

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

令和元年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ3です。可燃ごみの中には17.3%、不燃ごみの中には14.2%、資源化が可能なものが含まれています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の調査は中止しました。

グラフ3 令和元年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果

